

平成 26 年 9 月 定例会（第 316 回）
10 月 6 日

[今井光子議員趣旨弁明](#)

↑（クリックで今井光子議員の趣旨弁明へ移動）

ブラックバイトの根絶へ向けて政府の取り組みを求める意見書
（案）

平成26年 9月 定例会（第316回）

平成二十六年

第三百十六回定例奈良県議会会議録 第六号

9月

平成二十六年十月六日（月曜日）午後一時二分開議

出席議員（四十二名）

一番 宮木健一	二番 井岡正徳
三番 大国正博	四番 阪口 保
五番 猪奥美里	六番 尾崎充典
七番 藤野良次	八番 太田 敦
九番 小林照代	一〇番 大坪宏通
一一番 田中惟允	一二番 岡 史朗
一三番 畠 真夕美	一四番 乾 浩之
一五番 森山賀文	一六番 宮本次郎
一七番 山村幸穂	一八番 欠員
一九番 松尾勇臣	二〇番 上田 悟
二一番 中野雅史	二二番 神田加津代
二三番 安井宏一	二四番 奥山博康
二五番 荻田義雄	二六番 岩田国夫
二七番 森川喜之	二八番 高柳忠夫
二九番 今井光子	三〇番 和田恵治
三一番 山本進章	三二番 國中憲治
三三番 辻本黎士	三四番 米田忠則
三五番 出口武男	三六番 新谷紘一
三七番 粒谷友示	三八番 秋本登志嗣
三九番 小泉米造	四〇番 中村 昭
四一番 欠員	四二番 山下 力
四三番 梶川虔二	四四番 川口正志

議事日程

- 一、議第六十号から議第八十四号、諮第一号及び報第二十六号から報第二十九号並びに請願第十号
- 一、人事委員会の委員の選任同意
- 一、意見書決議

一、議員派遣の件

○議長（山下力） これより本日の会議を開きます。

○議長（山下力） この際、お諮りします。

人事委員会の委員の選任同意、意見書決議及び議員派遣の件を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（山下力） 次に、監査委員から現金出納検査結果の報告があり、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

○議長（山下力） 次に、議第六十号から議第八十四号、諮第一号、及び報第二十六号から報第二十九号並びに去る六月定例会より継続審査に付されておりました請願第十号を一括議題とします。

まず、予算審査特別委員会に付託しました各議案の審査の経過と結果について、同委員長の報告を求めます。—二十三番安井宏一議員。

◆二十三番（安井宏一） （登壇） 予算審査特別委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、去る九月二十五日の本会議において設置され、付託を受けました議案、すなわち「平成二十六年奈良県一般会計補正予算（第一号）」、「平成二十六年公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計補正予算（第一号）」、「平成二十六年地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計補正予算（第一号）」及び条例並びにその他の議案について、議会の役割である審査・監視機能等の重要性を踏まえ、知事をはじめ関係理事者の出席のもと、四日間にわたり鋭意調査並びに審査を行ったところであります。その経過と結果の概要につきまして、以下順次申し述べることにいたします。

議第六十号の平成二十六年一般会計補正予算案につきましては、奈良県の一層の魅力向上に資する取組や、その他緊急に措置を必要とする経費について追加計上されました。

その内容は、まず、外国人観光客のおもてなし環境を充実するため、（仮称）「外国人観光客交流館」の観光案内所などを先行して整備することとされました。また、海外富裕層向け旅行商品商談会への出展など外国人観光客の誘致を強化するとともに、奈良公園エリアで実施している電話による多言語通訳サービスを平城宮跡などに拡大され、さらに、奈良公園の観光ガイドブック及びマップの外国語対応や、高畑町裁判所跡地における宿泊施設等の整備に向けた土地利用の基本計画策定などの経費を計上されました。

次に、「なら食と農の魅力創造国際大学校」六次産業化研修拠点施設について、カリキュラムの見直し等により施設の仕様等を変更するための経費を計上されました。また、県産食材のイメージアップ及びブランド力向上のため東京に出店するレストランの出店場所を確保することとされました。

さらに、地域医療ビジョンの策定に向け、県内の医療需要の把握及び将来予測を行うとともに、県立医科大学及びその周辺地域のまちづくりを進めるため、境界確定及び測量を行うこととされました。また、精神障害者医療費助成の拡充に伴う市町村等のシステム改修に対する補助、女性起業家の事業拡大や新たな事業展開への支援、県内スポーツの発展のための人材育成を行うこととされました。

エネルギー政策を推進するため、「環境保全基金」の積み増しを行い、地域の避難所や防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入をする市町村などへ補助することとされました。また、奈良県総合医療センターの移転跡地及び移転先隣接県有地のまちづくり構想の参考とするため、土地利用等のアイデアを公募することとされました。

このほか、砂防工事の工期延伸により帰宅できていない紀伊半島大水害の避難者がおられることに鑑み、帰宅可能となるまで入居していただけるよう、応急仮設住宅の契約期間の延長や、市町村の財政健全化を支援するため、市町村が有する高金利地方債の繰上償還にかかる無利子貸付及び補償金への補助を追加計上することとされました。

次に、繰越明許費につきましては、奈良県総合医療センター建替整備事業ほか三事業について、地元調整等の難航等により不測の日時を要したこと、また、明日香庭球場施設整備事業及び奈良公園施設魅力向上事業について、入札手続きに不測の日時を要したことにより翌年度に繰り越すため、措置することとされました。

また、職員研修業務委託について、事業を円滑に進める観点から早期に準備を行うため、債務負担行為の設定を行うこととされました。

なお、今回の補正予算の財源としまして、国庫支出金、財産収入、基金繰入金、県債のほか、一般財源としては、地方交付税を充当することとされました。

議第六十一号公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計補正予算案については、先に申し述べました県立医科大学及びその周辺地域のまちづくりを進めるため、境界確定及び測量に要する経費を補助することとし、議第六十二号地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計補正予算案については、西和医療センターにおいて、平成二十七年四月より産科を再開するにあたり、必要となる施設や医療機器の整備に要する経費を貸し付けることとされました。

次に、残余の議案、すなわち、議第六十三号から議第七十五号及び議第七十八号から議第八十三号については、条例の制定及び改正、旧耳成高校改修工事ほか五事業にかかる請負契約等の締結または変更について必要な措置を講じられたところであります。

以上審査の結果、議第六十号、議第六十六号、議第六十七号、議第六十八号、及び議第七十三号については、賛成多数をもっていずれも原案どおり可決することに決しました。

次に、諮第一号「行政財産を使用する権利に関する処分に対する異議申立てについて」は、賛成多数をもって知事の見解どおり、異議申立てについてはこれを棄却すべきであると決しました。

また、残余の議案、すなわち、議第六十一号から議第六十五号、議第六十九号から議第七十二号、議第七十四号、議第七十五号、及び議第七十八号から議第八十三号については、全会一致をもっていずれも原案どおり可決することに決しました。

なお、報第二十六号から報第二十八号については、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

さらに、委員各位から行政各般にわたる数多くの要望、意見の開陳がありましたが、理事者の答弁により概ね了承されました事項については、本報告で申し上げることを省略することとし、なお、次に列挙する事項については、この実現を強く要望するものであります。

一 県内各地域の活性化を図り、人口減少に歯止めをかけるため、奈良県地方創生本部において、部局横断的に実効性のある取組を進められたいこと。

一 公共交通条例制定の趣旨を踏まえ、新設される橿原総合庁舎に勤務する職員に対し、公共交通機関により通勤するよう働きかけられたいこと。

一 公共事業や災害への対応に的確かつ迅速に対応できるよう、土木技術職員の確保に努めるとともに、公共事業用地の買収を担当する職員を充実させるよう努められたいこと。

一 来年四月の県立大学法人化に向けて、給付型奨学金制度の導入を検討されたいこと。

一 福祉医療制度の貸付制度について、必要な医療を受けられる機会が損なわれず、利用しやすくなるように、市町村と連携を図りながら検討されたいこと。

一 子どもの貧困対策の基本計画策定にあたっては、本県独自の指標を設けるとともに、ひとり親家庭や外国人労働者の就労の実態を把握し、取り組まれたいこと。

一 奈良県総合医療センター移転跡地における地域包括ケアシステムの構築にあたっては、医療機能の確保にも充分配慮されたいこと。

一 本年六月の小規模企業振興基本法の成立を受けて、小規模企業が事業を持続的に発展できるよう、引き続き制度融資の見直し、改善を図られたいこと。

一 京奈和自動車道の五條北インターチェンジまでの開通を見据え、中南和地域への企業誘致についても、一層取り組まれたいこと。

一 大和野菜をはじめとする県産農産物の首都圏における販路開拓に対応できるよう、農業者とともに農産物の生産拡大やブランド化に取り組まれたいこと。

一 農業の六次産業化を推進するにあたり、販路の拡大に意欲のある事業者が取り組む新たな奈良の名物づくりやヒット商品づくりに引き続き支援されたいこと。

一 公共交通条例に基づく公共交通基本計画の策定にあたっては、有識者も交え、よりよい計画となるよう検討されたいこと。

一 学校におけるいじめ問題への対応にあたっては、原因を究明することにより同種の事象を未然に防止することはもとより、被害者側の生徒、加害者側の生徒も県民であることを踏まえ、問題の解決に取り組まれたいこと。

以上、要望するものであり、これをもって予算審査特別委員会の報告といたします。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山下力） 次に、決算審査特別委員会に付託しました各議案の審査の経過と結果について、同委員長の報告を求めます。――三十二番国中憲治議員。

◆三十二番（国中憲治） （登壇）決算審査特別委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、去る九月二十五日、本会議において設置され、審査の付託を受けました議案、すなわち議第七十六号「平成二十五年度奈良県水道用水供給事業費特別会計決算の認定について」、議第七十七号「平成二十五年度奈良県病院事業費特別会計決算の認定について」、議第八十四号「平成二十五年度奈良県歳入歳出決算の認定について」及び報第二十九号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」の審査の経過と結果をご報告いたします。

いずれの議案も、その内容について調査をし、慎重に審査する必要がありますので、議第七十六号、議第七十七号、議第八十四号及び報第二十九号については、全会一致で継続審査とすることに決しました。

よって、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して審査できるよう議決されんことを望みまして、決算審査特別委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山下力） 次に、所管の常任委員会に付託しました請願並びに去る六月定例会で閉会中の審査事件として議決されました事項に対する審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務警察委員長の報告を求めます。――三十五番出口武男議員。

◆三十五番（出口武男） （登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山下力） 次に、厚生委員長の報告を求めます。――十三番畠真夕美議員。

◆十三番（畠真夕美） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち社会福祉及び医療・保健につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山下力） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。――三十七番粒谷友示議員。

◆三十七番（粒谷友示） （登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山下力） 次に、建設委員長の報告を求めます。――二十番上田悟議員。

◆二十番（上田悟） （登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山下力） 次に、文教くらし委員長の報告を求めます。――二十八番高柳忠夫議員。

◆二十八番（高柳忠夫） （登壇）文教くらし委員会のご報告を申し上げます。

まず、先の定例会より継続審査とされておりました請願第十号「中学校歴史・公民教科書に関する請願書」につきましては、請願者から取り下げ願いが提出されましたので、これに同意を与えることといたしました。

次に、当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち生活環境行政の充実、並びに学校教育及び社会教育の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教くらし委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山下力） 次に、委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、十六番宮本次郎議員に発言を許します。

一一十六番宮本次郎議員。

◆十六番（宮本次郎）（登壇）宮本次郎です。提案された議案につきまして、日本共産党を代表して意見を申し上げます。

議第六十号、平成二十六年一般会計補正予算案につきましては、自然エネルギーの促進に結びつく基金積み立てや、閉館された猿沢荘をリニューアルし、比較的安価な値段で宿泊できる施設を整備するなど、直面する県政課題に応える側面もございます。

しかし一方で、賛同できないものがあります。なら食と農の魅力創造国際大学の研修拠点整備事業は、桜井市にある県立農業大学校に十二億円かけて整備される一流シェフ養成コースについて、生徒一人につき一台のキッチンを確保するなど、さらに三億円かけてグレードアップを図るものです。農業大学校の本来の役割は、農業を志す方の技術向上や経営力向上などにより、奈良県農業の後継者を育成することであり、合計十五億円も投じ一流シェフ養成コースの環境整備を行うことは、農業大学校の本来の役割を大きく逸脱しており、県行政の優先順位としては正しくないと考えるものであります。

さらに、番号制度、いわゆるマイナンバー制度の準備に係る予算は、国民のプライバシー保護、個人情報保護が大きな課題となっているときに、巨額を投じる割にはメリットが少ないことから賛同できません。

これらの理由により、議第六十号に反対いたします。

続いて、議第六十六号、住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案は、本人確認情報を利用できる執行機関を広げるものであります。これは、統一番号によってあらゆる個人情報と結合できるシステムの運用と結びついているものであり、公務員による情報漏えい事件などが頻発をしているもとの改正は大変心配です。住基ネットの導入に当たっては、システムの利用の安易な拡大は図らないという国会附帯決議もなされており、行政事務の効率化という理由で取り扱い機関をふやすことには賛同できません。

次に、議第六十七号と議第七十三号は、認定こども園法に基づくものであります。

現在全国では私立幼稚園の八割が認定こども園に移行しない考えを示すなど、混乱と矛盾が広がっています。既に運営している認定こども園も、補助金が大幅に減るおそれから、認定を返上して、幼稚園や保育園に戻る動きが強まっており、政府が掲げる待機児童の解消にはほど遠い状況であります。

また、教育、保育の条件整備という点では、本条例案は調理の外部委託化や、三階建て以上の園舎を可能にするなど、現在の不十分な基準をそのまま踏襲するものです。

本来、こども園は子どもの発達を保障する施設であるべきと考えますので、本条例案には賛同できません。

次に、議第六十八号は、児童福祉施設の避難設備の要件を緩和するものであり、安全対策に疑問があることから賛同できません。

続いて、諮第一号は異議申し立てを棄却するというものです。異議申し立ての内容は、労働会館エルトピアの使用許可を連合奈良にのみに与え、同じ労働組合のナショナルセン

ターである奈労連に与えていない問題について、奈労連がエルトピアの使用不許可処分の取り消しを求めているものであります。行政財産の使用許可に関する判断は、平等かつ公平になされるべきであることから、棄却すべきではありません。よって、諮第一号には反対をいたします。

その他の議案には全て賛成です。

討論は以上です。ご清聴ありがとうございました。

○議長（山下力） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

請願第十号については、請願者から取り下げ願の提出があり、文教くらし委員会の同意を得ておりますので、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認めます。

よって、請願第十号の取り下げは、承認することに決しました。

次に、議第六十号、議第六十六号から議第六十八号、議第七十三号及び諮第一号について、起立によって採決します。

以上の議案及び諮問については、予算審査特別委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、以上の議案五件及び諮問一件については、予算審査特別委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

議第六十一号から議第六十五号、議第六十九号から議第七十二号、議第七十四号、議第七十五号、議第七十八号から議第八十三号、及び報第二十六号から報第二十八号については、予算審査特別委員長報告どおり、議第七十六号、議第七十七号、議第八十四号、及び報第二十九号については、決算審査特別委員長報告どおり、並びに議会閉会中の審査事件については、各常任委員長報告どおり、それぞれ決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ委員長報告どおり決しました。

次に、議第八十五号を議題とします。

議案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、ただちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認めます。

議第八十五号「人事委員会の委員の選任について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起る)

ご異議がないものと認め、本案は、これに同意することに決しました。

○議長（山下力） 次に、二十九番今井光子議員より、意見書第十一号、ブラックバイトの根絶へ向けて政府の取り組みを求める意見書決議方の動議が提出されましたので、今井光子議員に趣旨弁明を求めます。――二十九番今井光子議員。

◆二十九番（今井光子）（登壇）意見書第十一号、ブラックバイトの根絶へ向けて政府の取り組みを求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十一号

ブラックバイトの根絶へ向けて政府の取り組みを求める意見書（案）

若者を「使いつぶす」ブラック企業のような違法・無法な働かせ方が、学生アルバイトにも広がっている。大学では「授業中もバイト先から連絡が入り、集中できない」、「シフトの変更がききにくく、ゼミ合宿の日程が決められない」など、告発の声があがっており、バイトと学業を両立できず、留年や大学中退に追い込まれる深刻なケースもあり、ブラックバイトは、学生生活と大学教育の障害となっている。

かつては、学生バイトといえば、あくまでも正規雇用の補助であり、低賃金だが、責任は軽く、テスト前には休むことができ、バイト先も比較的自由に選べるものであった。しかし、現在は、低賃金・低処遇にもかかわらず、正社員並みの過度な責任やノルマを課される例が多くある。予定があっても無理なシフトを組まれる、辞めたいのに辞めさせてもらえない、などの実態に加え、報告書作成が勤務時間に加算されない、売れ残りの商品を買わされる、皿を割ったら弁償、などの違法行為も報告されている。

ブラックバイトがここまで広がった原因の一つが、非正規雇用の拡大と「基幹化」である。非正規雇用の比率が現在は四割近くになり、かつては正社員が行っていた仕事を、アルバイトなど非正規に肩代わりさせる事例が広がっている。飲食店、コンビニ、アパレル関係などチェーン展開している業種では、「一つの店舗に正社員は一人、あとは全員非正規」というのが一般的で、時給は同じなのに、バイトが「バイトリーダー」、「時間帯責任者」などの役職名をつけられ、シフトの管理・調節や新人育成、不足商品の発注、店舗の鍵の管理など、正社員並みの過大な仕事と責任を負わされ、「授業よりもバイト優先」、「君が来なければ店がまわらない」という状態に置かれている。

もう一つの原因は、学費や生活費をバイトに頼るしかないことである。多くの学生が、学生生活を維持するためには、バイトからの収入を途絶えさせることができない状態にある。首都圏の私立大学に通う学生の家庭からの仕送りは、一九九四年度の十二万四千九百

円と比べ、二〇一三年度は八万九千円に減っており、仕送りから家賃を引いた一日当たりの生活費は平均九三七円で、ピークだった一九九〇年度の四割以下である（東京私大教連の調査）。さらに、公的な奨学金はすべて貸与制で、うち七割が有利子であり、就職難で将来安定した職業につけるかも分からない不安から、奨学金をあきらめるか、借りる場合でもできるだけ抑えざるを得ない状況である。同時に、ブラックバイトは、学生の社会経験の未熟さや労働法・雇用のルールへの知識の乏しさにつけこんだ違法・脱法行為で成り立っていることも特徴である。

よって、政府におかれては、次の事項に取り組まれるよう求める。

一 ブラックバイトの実態を把握するとともに、違法な実態を是正する取り組みを強めること。

二 全国の大学と連携し、学生に対し、学生バイトでも労働法が適用されることなどを知らせる啓発につとめること。

三 大学生の学費負担を軽減するために、「無利子」奨学金の充実をおこなうこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十六年十月六日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（山下力） 二十七番森川喜之議員。

◆二十七番（森川喜之） ただいま今井光子議員から提案されました意見書第十一号、ブラックバイトの根絶へ向けて政府の取り組みを求める意見書（案）に賛成をいたします。

○議長（山下力） 三十一番山本進章議員。

◆三十一番（山本進章） ただいま今井光子議員から提案されました意見書第十一号、ブラックバイトの根絶へ向けて政府の取り組みを求める意見書（案）に賛成します。

○議長（山下力） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十一号については、二十九番今井光子議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（山下力） 次に、四十三番梶川虔二議員より、意見書第十二号、ヘイト・スピーチ（憎悪表現）に反対しその根絶のため法規制を求める意見書決議方の動議が提出されたので、梶川虔二議員に趣旨弁明を求めます。――四十三番梶川虔二議員。

◆四十三番（梶川虔二）（登壇）意見書第十二号、ヘイト・スピーチ（憎悪表現）に反対しその根絶のため法規制を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十二号

ヘイト・スピーチ（憎悪表現）に反対しその根絶のため法規制を求める意見書（案）

さる七月八日、大阪高等裁判所は、在日コリアンの子どもらが通学する京都朝鮮第一初級学校の付近に於いて「朝鮮人を保健所で処分しろ」、「スパイの子ども」、「日本からたたき出せ」、「ゴキブリ、ウジムシ、朝鮮半島へ帰れ」等大音量で連呼して、在日コリアンに対するいわゆるヘイト・スピーチを行った団体及びその構成員らに対し、これらの行為を差し止める判決を一審に引き続いて言い渡した。

このようなヘイト・スピーチは、近年、特に社会問題化しているところである。

奈良県においても平成二十三年、御所市の水平社博物館前において、差別用語を用いて被差別部落の住民や出身者を差別・侮辱する街頭宣伝行為を行ったことに対し、奈良地方裁判所はこれを差別と認め、損害賠償を命じる判決を言い渡している。そのような社会的状況の中、大阪高裁判決は、ヘイト・スピーチが憲法及び我が国も批准する人種差別撤廃条約の趣旨に照らして許されないと、はじめて明確に判断を出している。

一方、国連人種差別撤廃委員会は八月二十九日、異なる人種や少数民族に対する差別をおおるヘイト・スピーチを行った個人や団体に対して、「捜査を行い、必要な場合に起訴するべきだ」と日本政府に対して勧告したことを公表した。

よって、政府におかれてはヘイト・スピーチに対し毅然とした立場で臨み、ヘイト・スピーチ根絶のための国内法の整備を進めるよう強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十六年十月六日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（山下力） 九番小林照代議員。

◆九番（小林照代） ただいま梶川虔二議員から提案されました意見書第十二号、ヘイト・スピーチ（憎悪表現）に反対しその根絶のため法規制を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（山下力） 十二番岡史朗議員。

◆十二番（岡史朗） ただいま梶川虔二議員から提案されました意見書第十二号、ヘイト・スピーチ（憎悪表現）に反対しその根絶のため法規制を求める意見書（案）に賛成をいたします。

○議長（山下力） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十二号については、四十三番梶川虔二議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長(山下力) 次に、三番大国正博議員より、意見書第十三号、「危険ドラッグ(脱法ハーブ)」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、大国正博議員に趣旨弁明を求めます。――三番大国正博議員。

◆三番(大国正博) (登壇) 意見書第十三号、「危険ドラッグ(脱法ハーブ)」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書(案)につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十三号

「危険ドラッグ(脱法ハーブ)」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書(案)

現在、昨今、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物(いわゆる「危険ドラッグ」=(イコール)脱法ハーブ、脱法ドラッグ)を吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生しています。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因とみられる重大な交通事故の事案が度々報道されるなど、深刻な社会問題となっています。

危険ドラッグは「合法」と称していても、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚醒剤と同様に、人体への使用により危険が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険性が強く指摘されています。

厚生労働省は、省令を改正し昨年三月から「包括指定」と呼ばれる方法を導入し、成分構造が似た物質を一括で指定薬物として規制しました。また、本年四月には改正薬事法が施行され、指定薬物については覚せい剤や大麻と同様、単純所持が禁止されました。

しかし、指定薬物の指定には数ヶ月を要し、その間に規制をのがれるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造・販売する側で「いたちごっこ」となっています。また、危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため捜査に時間がかかることも課題とされています。

そこで、政府におかれては、次の事項のとおり危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化することを強く求めます。

一 インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する実体調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、人員確保を含めた取締態勢の充実を図ること。

一 簡易鑑定ができる技術の開発をはじめ鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の指定手続きの簡素化を図ること。

一 薬物乱用や再使用防止のために、「危険ドラッグ」の危険性の周知及び学校等での薬物教育の強化、相談体制・治療体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十六年十月六日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山下力） 二十一番中野雅史議員。

◆二十一番（中野雅史） ただいま大国正博議員から提案されました意見書第十三号、「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（山下力） 四十番中村昭議員。

◆四十番（中村昭） ただいま大国正博議員から提案されました意見書第十三号、「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（山下力） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十三号については、三番大国正博議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（山下力） 次に、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第九十五条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決します。

△議員派遣の件

平成二十六年十月六日

次のとおり議員を派遣します。

一 第三十八回全国育樹祭への参加

（一）目的

幅広い国民運動としての国土緑化運動の一環として、活力ある緑の造成機運を高め、次代への連帯性を深める。

(二) 場所

山形県最上郡金山町
「山形県遊学の森」

(三) 期間

平成二十六年十月十一日（土）～十二日（日）

(四) 参加者

粒谷友示

二 スイス・ベルン州訪問団への参加

(一) 目的

スイス・ベルン州との友好提携を図るため、ベルン州で開催される「ジャパンウィーク二〇一四」に奈良県知事とともに参加し、ベルン州政府との意見交換や友好提携締結に向けた調整を行う。

(二) 場所

スイス・ベルン州

(三) 期間

平成二十六年十月二十二日（水）～二十六日（日）

(四) 参加者

大国正博 粒谷友示

三 地方議会活性化シンポジウム二〇一四への参加

(一) 目的

地方分権が進展する中、住民代表機関である地方議会が地方自治体の政策形成に果たすべき役割について意見交換を行い、広く情報発信をすることを目的とする。

(二) 場所

東京都千代田区隼町一―一
グランドアーク半蔵門

(三) 期間

平成二十六年十一月十日（月）

(四) 参加者

田中惟允

四 第十四回都道府県議会議員研究交流大会への参加

(一) 目的

都道府県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議会間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資する。

(二) 場所

東京都千代田区平河町二-四-一
都市センターホテル三階コスモスホールほか

(三) 期間

平成二十六年十一月十一日（火）

(四) 参加者

宮木健一 猪奥美里 尾崎充典 大坪宏通
田中惟允 畠 真夕美 粒谷友示

五 第十一回近畿六府県議員交流フォーラムへの参加

(一) 目的

近畿圏における府県議会の共通課題について、近畿六府県の議員が意見交換を行い、もって府県議会議員の連携・交流を推進することを目的とする。

(二) 場所

大津市京町四丁目一番一号
滋賀県議会議場ほか

(三) 期間

平成二十六年十一月十三日（木）

(四) 参加者

宮木健一 猪奥美里 尾崎充典 小林照代
田中惟允 山本進章

六 平成二十六年奈良県南方諸地域戦没者追悼式への参加

(一) 目的

沖縄をはじめとする南方諸地域における奈良県出身戦没者一五、八七一柱に謹んで哀悼の意を表し、その冥福を祈願する。

(二) 場所

沖縄県糸満市米須 「大和の塔」

(三) 期間

平成二十六年十一月二十七日（木）

(四) 参加者

畠 真夕美

○議長（山下力） 以上をもって、今期議会に付議されました議案は、継続審査となった議案四件を除きすべて議了しました。

よって本日の会議を閉じます。

○議長（山下力） これをもって、平成二十六年九月第三百十六回奈良県議会定例会を閉会します。

△閉会式

○議長（山下力） （登壇）九月定例県議会の閉会に当たりまして、一言挨拶申し上げます。

去る九月十六日に開会されました今定例会も、付議されました一般会計補正予算等の議案及び県政の重要課題について、熱心に調査、審議をいただき、継続審査となりました平成二十五年度歳入歳出決算の認定など、議案四件を除き、他の議案は全て議了し、ここに閉会の運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえません。

これもひとえに議員各位のご協力のたまものと、心から感謝申し上げる次第であります。

また、知事をはじめ理事者各位には、議会審議に寄せられました真摯な態度に心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましては、県民の声として十分に尊重いただき、今後の県政の執行に反映されますよう望むものであります。

さて、ようやく秋の気配も感じられるころとなりました。

皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、県勢発展のため、一層ご活躍されますよう祈念申し上げます。

終わりにになりましたが、会期中における報道関係者各位のご協力に対し、厚く御礼を申し上げます。閉会のご挨拶といたします。

◎知事（荒井正吾） （登壇）定例県議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今議会に提案いたしました各議案につきましては、継続審査となりました平成二十五年度決算の認定を除き、終始熱心にご審議され、いずれも原案どおりご議決またはご承認いただき、誠にありがとうございました。

本会議並びに予算審査特別委員会をはじめ、各委員会の審議の過程でいただきましたご意見、ご提言等につきましては、これを尊重し、今後の県政運営に反映させるよう努めてまいりたく存じます。

議員各位におかれましては、今後とも県勢発展のため、一層のご支援、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。閉会のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

△午後一時五十六分閉会

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長	山下 力
同 副議長	井岡正徳
署名議員	猪奥美里

署名議員
署名議員

尾崎充典
藤野良次